

平成29年2月27日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより平成29年3月橋本市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中本正人君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

○議長（中本正人君）この際、諸般の報告をいたします。

市長から、平成29年2月17日付、橋総第633号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案58件が送付されております。また、文教厚生委員会委員長、堀内君から、本日付をもって議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から、平成28年12月22日付、橋監委第55号をもって、平成28年度第1次定期監査実施報告書、同じく、平成29年2月16日付、橋監委第68号をもって、例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、市長から平成29年2月21日付、橋総第643号をもって、市長専決処分事項の報告がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から、平成28年11月28日

から平成29年2月26日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番 阪本君、11番 田中君の2人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（中本正人君）日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月24日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 議案第1号 平成28年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について から、日程第60 選第8号 人権擁護委員候補者の推薦について までの58件

○議長（中本正人君）日程第3 議案第1号 平成28年度橋本市一般会計補正予算（第5号）

について から、日程第60 選第8号 人権擁護委員候補者の推薦について までの58件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

3月市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには大変お忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

今年の冬は、厳しい寒さが続いており、議員の皆さまも健康管理に十分ご留意されていると思います。早いもので、平成28年度も残すところ1カ月余りとなりました。議員の皆さま方には、今年度も力強いご支援、ご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

本議会は、本日から3月24日までの26日間にわたり、平成29年度一般会計及び特別会計・企業会計の当初予算など合計58件を提案いたしておりますが、平成29年度は私の任期の最終年度になります。市長就任以来、「住んでよかった 住みたくなる」が実感できる元気な橋本市の実現に向けて、行財政改革と財政の健全化、地場産業の振興と企業誘致に取り組み、地域経済の活性化と雇用の拡大を図る農林業の振興と所得向上、後継者育成、安心して暮らせる医療と福祉の充実、確かな学力と心豊かな子どもの育成、都市基盤の整備と安全・安心のまちづくりの六つの重点政策を着実に進めてまいりました。この平成29年度の予算編成にあたり、私のまちづくりへの理念である重点政策をさらに進め、市民の福祉の向上を達成できるように取り組んでいく決意でございます。

また、平成29年度は財政健全化2年目、正念場の年でもあります。歳入では、合併算定替えの特例の縮減による普通交付税の減少や、

近年の大規模地震の発生による特別交付税の減少が見込まれます。歳出では、昨年度と比べ、人件費、普通建設事業費を大幅に削減したものの、公債費がピークを迎え、子育て支援施策、障がい者自立支援施策、高齢者施策など、社会保障費の大幅な増加により、財政調整基金及び地域づくり基金を11億6,000万円余り繰り入れての予算編成となりました。

このような状況の中で、長年、橋本駅前周辺の住環境の整備と活性化に取り組んできました中心市街地土地区画整理事業の中止を判断したところです。長期にわたる事業期間や財政状況の悪化から、それに要する一般財源の確保が困難であることなどを勘案し、熟考した結果、土地区画整理事業による整備を中止せざるを得ないと判断いたしました。去る2月19日には、地元地区の住民関係者の皆さまに対し、中止に至った経緯の説明を行ってまいりました。今後については、速やかに地元地区の皆さんと協議を行う場を設置し、防災面、環境面での整備計画を立ててまいります。

一方で、教育と福祉の連携をさらに推進した子育て支援の充実や、高齢者がいつまでも住み慣れたまちで暮らしていける地域包括ケアシステムの構築、大規模な直下型地震を想定した防災計画の見直しによる整備、地域資源を活用した橋本ブランドの創出と雇用の確保、民間を主体にした観光事業の創出、ごみ処理費用の削減、教育コミュニティの推進、消費生活相談、女性電話相談のための窓口の設置など、重点的に進めていかなければならない事業もございます。

これからも厳しい財政状況が予想される中で、市民の皆さんの多様なニーズに対応し、持続可能な市政運営を進めていくために、市民との協働を重視した上で、施策の選択と集中及び効率的で効果的な財政運営を進めてま

いる所存であります。議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、市議会3月定例会に提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

本議会には、平成28年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の補正予算案件が14件、平成29年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各当初予算案件が13件、条例の制定及び改正案件が23件、その他として、教育委員会委員の任命、公平委員会委員の選任、固定資産評価審査委員会委員の選任、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件が8件、合計58件の案件を提案させていただきました。

議案第1号から議案第14号までは、平成28年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各補正予算でございます。

議案第1号、平成28年度橋本市一般会計補正予算（第5号）は、職員給与の増減及び各費目の事業の確定や精算見込みに伴う変更などによる予算の増減額を計上していますが、減額分のほうが上回るため、補正予算額は、歳入歳出とも5億4,345万円の減額となり、予算総額といたしましては270億6,039万4,000円となるものでございます。

次に、議案第13号、平成28年度橋本市水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、収益的支出として、工事の繰り越しにより消費税及び地方消費税額で4,850万3,000円の増額補正を計上してございます。

次に、資本的収入であります。工事負担金や一般会計繰入金、水道管の移設補償金、企業債で、合わせて4億6,315万7,000円の減額補正を計上してございます。また、資本的支出では、工事請負費、委託料、資産購入費で、合わせて3億2,026万3,000円の減額補正を計上してございます。

次に、議案第14号、平成28年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入

においては、その他医業収益、国・県補助金、一般会計繰入金などの増減を合わせまして1,378万7,000円の増額補正を、収益的支出では、退職給付引当金の追加計上に伴い、給与費の増額や雑損失等を合わせて2億349万2,000円の増額補正を計上してございます。

また、資本的収入では、起債申請額の金額確定など3,620万円の減額補正を、資本的支出では、医療機器購入費の金額確定などにより6,229万円の減額補正を計上してございます。

次に、議案第15号から議案第27号までは、平成29年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各当初予算でございます。

まず、議案第15号の一般会計当初予算でございますが、予算総額は248億2,242万2,000円となっております。平成28年度当初予算と比較いたしますと、6,336万2,000円の増額、率にして0.3%の増加と、社会保障費、公債費の義務的経費が増加する中で、普通建設事業費の縮減により250億円を下回る緊縮予算となっております。

一般会計歳入歳出の主なものでございますが、まず、歳入の主なものとして、市税では、ほぼ前年度と同額の67億3,581万5,000円を計上してございます。

また、地方譲与税や利子割交付金、配当割交付金などがございますが、これらは、国の地方財政計画に基づき算定したものでございます。

次に、地方交付税では、合併算定替え特例の縮減等により、前年度比2.2%の減少となっております。

次に、国庫支出金では、小学校大規模改造事業補助金などが減少する一方で、障がい者自立支援給付費負担金や地域子ども・子育て支援事業費補助金などの増加によって、前年度比0.7%の増加となっております。また、県支出金につきましては、工場等用地取得造

成事業補助金などが増加する一方で、参議院議員通常選挙費委託金や、子どものための教育・保育給付費などの減少に伴い、前年度比0.7%の減少となっております。

次に、寄附金につきましては、ふるさと橋本応援寄附金の増加が見込まれることから、前年度比20.1%の増加となっております。

次に、繰入金につきましては、財源不足から財政調整基金や地域づくり基金など各種基金からの繰入金の増加により、前年度比で87.7%の増加、また、市債につきましては、普通建設事業費の減少と将来負担の抑制のため、前年度比25.5%の減少となっております。

続きまして、歳出の主なものでございますが、まず、総務費の教育と福祉の連携に要する経費では、家庭における教育力の向上や地域における子育て支援の充実など、教育と福祉の連携を強化するため、教育福祉連携推進室を設置する経費として773万7,000円を計上しております。

また、コミュニティバスに要する経費では、コミュニティバス運行を持続可能なものとするため、運行路線の一部を見直し、あわせてデマンド型乗り合いタクシーを導入するための補助金として3,247万2,000円を計上しております。

次に、災害対策に要する経費では、市が保有する災害用備蓄品について見直しを行い、発災後すぐに必要になると考えられる備蓄品を整備する経費として1,103万5,000円を計上しております。

また、人権対策に要する経費では、女性が抱えるさまざまな悩みの電話による相談事業を実施するための相談員報償費など203万円を計上しております。

また、平成30年3月に投票が予定されている市長選挙に要する経費として4,120万4,000

円を計上しております。

次に、民生費の学童保育に要する経費では、利用者数の増加に伴い、紀見学童第3保育所を設置するための改修工事と各学童保育所に静養室を設置するためのベッドなどの購入費として、合わせて556万5,000円を計上しております。

次に、衛生費の子育て世代包括支援センターに要する経費では、妊娠・出産期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対応して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点としての子育て世代包括支援センターを開設する経費として104万円を計上しております。

また、ごみ対策に要する経費では、ごみ収集業務の合理化や費用削減につながる取り組み及びごみ出し困窮者に対する支援など、ごみに関する課題を解決するための補助金として270万円を計上しております。

また、水道事業会計への出資金及び繰出金として6,795万8,000円、病院事業会計への繰出金として8億97万8,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、農林水産業費の農業振興に要する経費では、認定農業者等の後継者が親の経営に従事しながら親元で行う就農研修等に対して支援を行う経費として50万円を計上しております。

次に、商工費の企業誘致に要する経費では、和歌山県、橋本市、南海電鉄の3者で、(仮称)あやの台北部用地を企業誘致用地として開発するための環境影響評価業務や詳細設計業務などの委託料として2億2,133万9,000円を計上しております。

また、消費生活対策に要する経費では、製品事故や悪質商法等による契約トラブルなど、消費生活に関するさまざまな相談への対応を強化するため、消費生活センターを設置・運

営する経費として951万円を計上してございます。

続きまして、土木費では、道路管理に要する経費として、道路照明をLED化するための導入調査委託料として800万円を計上してございます。

また、道路維持に要する経費として、橋梁・道路擁壁などの予防修繕により長寿命化を図るための予算など9,900万円を計上してございます。

次に、まちづくり事業に要する経費では、杉村公園の利便性向上のため、杉村公園に隣接して広場を整備するための盛土工事費として1億1,640万円を計上してございます。

また、市営住宅整備に要する経費では、市営住宅長寿命化計画に基づく名古屋改良団地の改修工事費や市営住宅長寿命化計画を見直す委託料など、合わせて4,434万円を計上してございます。

続きまして、消防費の防災対策事業に要する経費では、消防団のポンプ自動車等の更新費用として2,482万円を計上してございます。

次に、教育費の教育振興に要する経費及び学校支援地域本部事業に要する経費では、地域共育コミュニティ事業を推進するための統括コーディネーターの配置や各小・中学校運営協議会の活動費など、合わせて593万2,000円を計上してございます。

また、小学校施設等整備に要する経費及び中学校施設等整備に要する経費では、図書室の読書環境の改善を図るため、小・中学校の図書室にエアコンを設置する経費として、2,100万円を計上してございます。

次に、朝ドラ誘致に要する経費では、NHK朝の連続ドラマの誘致に向けた取り組みを推進するため、朝ドラ誘致室を設置する経費を計上するとともに、ガバメントクラウドファンディングを実施し、前畑秀子顕彰基金に

積み立てる経費など、合わせて1,143万7,000円を計上してございます。

また、学校給食センター建設に要する経費では、新学校給食センターの厨房機器を購入する経費として7,100万円を計上してございます。

以上が、平成29年度一般会計当初予算歳出の主なものでございます。

次に、議案第16号から議案第25号までの特別会計でございます。

介護保険特別会計では、施設介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費等の介護サービス給付費の増加や介護予防・生活支援サービス事業費の増加が見込まれることから、前年度と比べ5.5%の増加となっております。

また、後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療保険料や療養給付費負担金など後期高齢者医療広域連合への納付金などの増加が見込まれることから、前年度と比べ4.8%の増加となっております。

次に、企業会計でございますが、議案第26号の水道事業会計では、資本的支出として細川中継ポンプ場のほか機械電気設備の更新や紀の川右岸送水管布設、老朽管の布設替え、紀の川安定取水対策工事などの施設整備費に9億5,931万8,000円を計上したほか、企業債元金償還金として1億7,414万2,000円をそれぞれ予算計上してございます。

議案第27号の病院事業会計では、資本的支出として、資産購入費、工事請負費など建設改良費に2億6,123万4,000円を、企業債償還元金に6億4,306万3,000円をそれぞれ計上してございます。

以上が、平成29年度当初予算の概要でございます。

議案第28号は、橋本市前畑秀子顕彰基金条例についてでございます。これは、本市の名

誉市民である前畑秀子氏の顕彰事業を推進するための基金を設置することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第29号は、橋本市消費生活センター設置条例についてでございます。これは、現在実施している消費生活相談窓口の機能をより充実させ、消費者被害の未然防止、拡大防止、被害救済等を図るとともに、消費者教育の拠点としての機能を持たせるため、橋本市消費生活センターを設置するものでございます。

議案第30号は、橋本市立共同浴場設置及び管理条例を廃止する条例についてでございます。これは、平成29年3月31日をもって、えびす温泉を閉館することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

議案第31号の橋本市簡易水道敷設事業分担金徴収条例を廃止する条例について、議案第32号の橋本市特別会計条例の一部を改正する条例については、いずれも平成29年4月1日に西畑及び九重簡易水道事業が上水道事業に統合され、簡易水道事業が廃止されることに伴うものでございます。議案第31号は、橋本市簡易水道敷設事業分担金徴収条例を廃止するもの、議案第32号は橋本市特別会計条例に規定する特別会計から簡易水道事業特別会計を削除するものでございます。

議案第33号は、橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、新たに総合政策部を設置することによる組織改編等、機構改革に伴うものでございます。

議案第34号の橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第35号の橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも個人情報の保護に関する法律及び特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第36号は、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例についてでございます。これは、平成28年人事院勧告に準じて、職員の給料表及び勤勉手当の改正等を行うものでございます。

議案第37号の橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第38号の橋本市高年齢者労働能力活用研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例については、いずれも雇用保険等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第39号は、橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第40号は、橋本市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、平成31年度に和歌山県防災航空隊への派遣を1名予定しているため、消防職員の定数を75人から1人増加させ、76人とするものでございます。

議案第41号は、橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、市内4箇所に設置しております証明書自動交付機を平成29年6月30日に廃止することに伴い、橋本市民カードの個人識別情報が不要になること、印鑑登録に関する証明書等から性別を削除すること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第42号は、橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、高野口墓園に新たに3㎡の区画

を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第43号は、橋本市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。これは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第44号は、橋本市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、固定資産システムの改修により、証明書に表示できる筆数または棟数が4から8に増えたこと、地番図及び土地台帳及び家屋台帳の閲覧を廃止することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第45号は、橋本市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、平成29年度より低所得者に対する軽減が拡充される予定でしたが、消費税率の引き上げが先送りされたことに伴い、現行の軽減条件を継続するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第46号は、橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が改正され、地域密着型通所介護及び療養通所介護が地域密着型サービスに移行されたことに伴い、これらサービスに係る記録等の保存期間をサービスの完結の日から5年間とするものでございます。

議案第47号は、橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、主任介護支援専門員に更新制度

が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第48号は、橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、内閣府より示された平成29年度子ども・子育て支援新制度に関する予算案に基づき、低所得世帯の利用者負担額を減額または無償化し、一方で高所得世帯の利用者負担額を引き上げるものでございます。

議案第49号は、橋本市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、河川法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第50号は、橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、引き続き企業誘致を促進するため、奨励措置を2年間延長することから、所要の改正を行うものでございます。

選第1号及び選第2号につきましては、橋本市教育委員会委員として、米田恵一氏及び田中敬子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選第3号につきましては、橋本市公平委員会委員として、妙中清剛氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選第4号及び選第5号につきましては、橋本市固定資産評価審査委員会委員として、齋宮明氏及び西川幸宏氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選第6号から選第8号までにつきましては、人権擁護委員として生地清祥氏、千品泰造氏、山浦美保氏を推薦したいので、議会の意見を

求めるものであります。

以上、議案50件、選8件、計58件についてご説明を申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

**日程第61 委員会提出議案第1号 橋本市
手話言語条例について**

○議長（中本正人君）日程第61 委員会提出議案第1号 橋本市手話言語条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
文教厚生委員会委員長、12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）おはようございます。

それでは、委員会提出議案第1号、橋本市手話言語条例について、提案理由をご説明申し上げます。

平成18年12月、国連において採択された障害者権利条約では、手話は言語であることが明記され、日本政府においても、平成26年1月の同条約批准に至るまでの国内法の整備において、改正障害者基本法を制定するなど、手話は言語であるとする法的認識が進んできたところであります。

しかしながら、一方で、聾者の社会生活に

おける言語環境を見ると、聾者以外の者のそれとの隔たりは、依然小さくありません。私たちは、ここに手話言語条例を制定し、手話に関する正しい理解と手話を利用しやすい環境の整備により、手話を必要とする人もそうでない人も、全ての市民がともに生きる地域社会の実現をめざすものであります。

以上、議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中本正人君）説明が終わりました。

○議長（中本正人君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明2月28日から3月5日までの6日間は議案調査等のため休会とし、3月6日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時6分 散会）